

東京大学生産技術研究所 特任研究員（特定有期雇用教職員） 公募要領

1. 職名・採用人数： 特任研究員 若干名
（着任後、業績等によっては所定の手続きを経て特任助教として任命の可能性があります）
2. 勤務形態： 常勤（特定有期雇用教職員）
3. 所属： 東京大学生産技術研究所 情報・エレクトロニクス系部門 合田研究室
変更の範囲：原則同一部局内
4. 勤務場所： 千葉県柏市柏の葉5-1-5（柏キャンパス）
東京都目黒区駒場4-6-1（駒場リサーチキャンパス）
（担当業務等を基に相談の上、決定します）
5. 業務内容： 研究遂行のための実験環境として運用する多数のサーバおよびネットワーク機器に運用に関し、(1) 最新のセキュリティ動向を踏まえたセキュリティリスクの分析、セキュリティポリシーの策定・実装および継続的な改善、(2) 研究業務の円滑な遂行と安全性の両立を考慮したシステム管理・運用およびシステム設計・構築に取り組む。
変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。
6. 応募資格： 上記5で挙げたセキュリティ及びシステム管理・運用に関する専門的知識を有し、実務経験が5年以上ある者、もしくは相当の経験があると認められること。
以下の条件に当てはまる方は歓迎します：
 - ・Linux サーバを主とする計算機環境の設計・構築・運用の実務経験を有する
 - ・セキュリティインシデントの検知・対応・事後分析の実務経験を有する
 - ・大学・研究機関等において多数のユーザが利用する情報システムの管理経験を有する※上記に加え、博士号取得済あるいは採用予定日までに取得見込みの者、もしくは博士号相当の研究業績があると認められる者については、着任後、業績等により特任助教任命の可能性あり。
7. 任期： 採用日～令和9年3月31日を予定。
※採用日は採用決定以降のなるべく早い時期となる。
※雇用契約は年度ごと（3月31日まで）で、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ契約を更新する場合がある。
※試用期間あり（14日）
8. 給与： 本学の就業規則に基づき支給。月額20万円以上、経験、業績等に基づき月額130万円を超えない範囲で支給。（業績・成果手当を含む。）通勤手当は、本学の支給要件を満たす場合に支給。昇給制度なし。

9. 就業日 : 週5日勤務(月～金)

※土日、祝日法に基づく休日、年末年始(12月29日～1月3日)は休日。

10. 就業時間等: 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分、週38時間45分勤務したものとみなす。

11. 休暇: 年次有給休暇、特別休暇等

12. 社会保険等: 共済組合、雇用保険、労災保険については法令の定めるところにより加入。

13. 提出書類: 1) 東京大学統一履歴書(写真添付のこと)

(参照 URL: <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>)

2) 業績リスト

3) これまでの研究の概要(A4で2枚以内)

4) 推薦書または照会可能者1名の氏名と連絡先

14. 公募締切日: 令和8年6月30日(火曜日)(必着)

※締切前でも書類到着順に審査し、適任者の採用が決まり次第募集を締め切ります

15. 選考方法: 書類による第1次選考を実施後、面接等による第2次選考を行う。面接に必要な旅費、滞在費等は応募者の負担とする。

16. 書類送付先: 〒153-8505 東京都目黒区駒場4-6-1

東京大学生産技術研究所 教授 合田和生

・封筒の表に「特任研究員応募書類在中」と朱書きの上、簡易書留で郵送にて送付すること。

・E-mail: [kgoda\[at\]tkl.iis.u-tokyo.ac.jp](mailto:kgoda@tkl.iis.u-tokyo.ac.jp) ([at]は@に変更してください)

17. 募集者名称: 国立大学法人東京大学

18. 受動喫煙防止措置の状況: 敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり)

19. その他:

- ・応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考の目的以外には使用いたしません。
- ・応募書類は原則として返却いたしません。
- ・第1次選考を通過した方のみご連絡を差し上げる旨ご了承ください。
- ・本学は男女共同参画を推進しており、業績評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用します。(ポジティブ・アクション募集)
- ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。